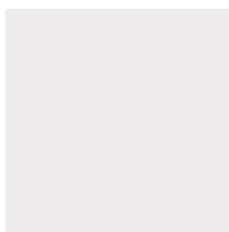
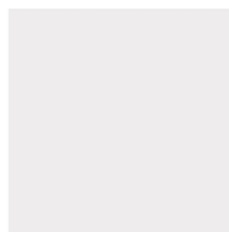
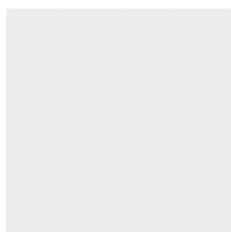
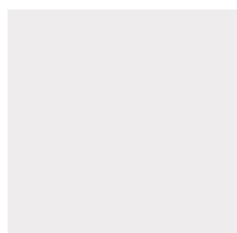
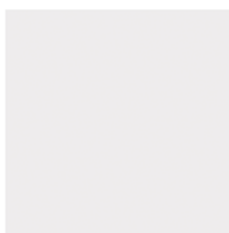
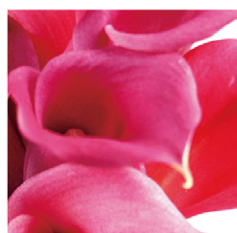
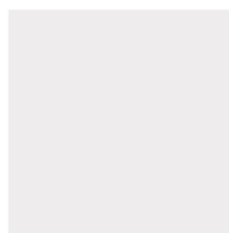
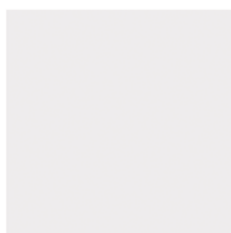
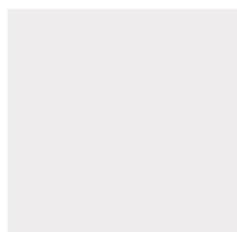
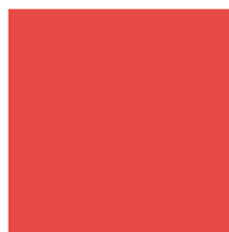
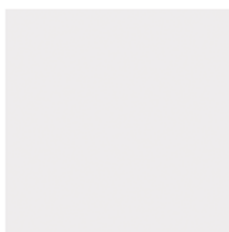




未来を語る人が好きです
大同生命

終身保険

無配当終身保険



安心の一生涯の保障に 資産形成機能をプラス

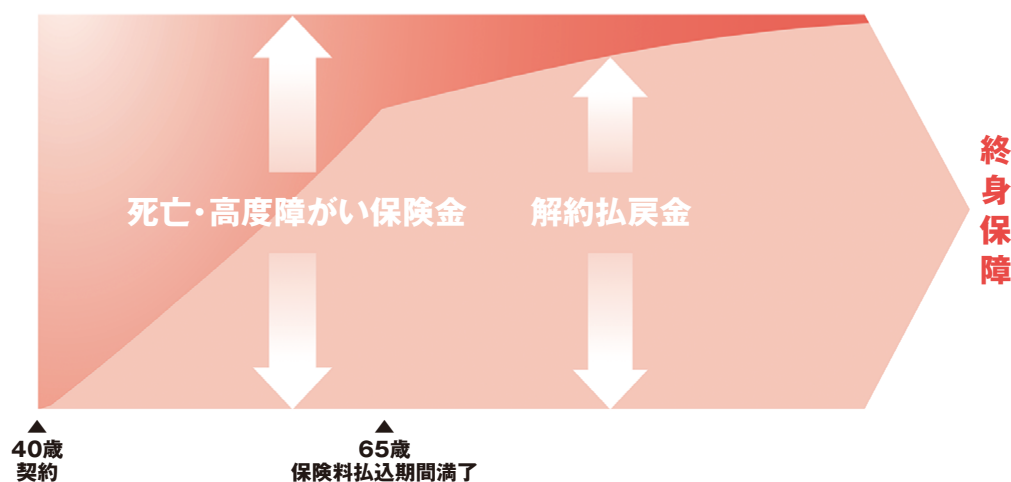
無配当終身保険のしくみとポイント

しくみ

【契約例】

契約年齢 : 40歳(男性)
保険期間 : 終身(65歳保険料払込期間満了)
死亡保険金額 : 1,000万円(主契約のみ)
口座振替月払保険料 : 34,750円

※保険料は、契約年齢・契約内容などにより異なります。



◎記載の図はイメージであり、実際の金額・期間とは異なります。

Point

1 安心の一生涯の保障

- 被保険者が亡くなられたときは、**死亡保険金**をお支払いします。なお、年金支払特約を付加した場合、保険金は一時的にかえて年金として受取ることも可能です。
- 給付責任開始の日以後に発生した**ケガ・病気**により、被保険者が約款所定の高度障がい状態(例:両眼の失明など)になられたときは、**死亡保険金と同額の高度障がい保険金**をお支払いします。(以後、契約は消滅します。)
- 給付責任開始の日以後に発生した**不慮の事故**により、被保険者がその事故の日から180日以内の保険料払込期間中に約款所定の身体障がい状態(例:片眼の失明など)になられたときは、**以後の保険料の払込が不要**です。

ご遺族が受取った死亡保険金は、「500万円×法定相続人数」の非課税枠を活用できるため、相続税が軽減できる場合があります。[相続税法第3条、第12条]

※記載の税務取扱は**2022年11月現在の税制**に基づくものです。

今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。



- ・ この保険には満期保険金・配当金はありません。
- ・ 高度障がい状態や保険料の払込が免除となる身体障がい状態については、**「約款」**をご覧ください。
- ・ 契約後、主契約の死亡保険金額を減額する場合、減額後の死亡保険金額が大同生命所定の金額に満たない減額はできません。

Point

2 更新はなく、保険料は一定

- 契約時の保険料は、保険期間中上昇することなく一定です。



- ・保険期間の経過により、主契約の払込総保険料が主契約の保険金額を上回る場合があります。

Point

3 経過年数に応じた解約払戻金

- 経過年数に応じた**解約払戻金**がありますので、セカンドライフの資金などとしても活用いただけます。
- 急に資金が必要になった場合は、解約払戻金の所定の範囲内で現金貸付(契約者貸付)を受けることができます。
- 保険料の払込が困難になった場合には、**払済終身保険**に変更し、契約を継続することも可能です。



- ・解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。
- ・現金貸付(契約者貸付)の貸付金には所定の利息がかかります。貸付金と利息の合計額が契約の解約払戻金額を超えた場合、契約は失効し保障なくなります。
- ・払済終身保険へ変更後の死亡保険金額が当社所定の金額に満たない場合、変更することができません。
- ・現金貸付(契約者貸付)や払済終身保険の詳細については、「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」をご覧ください。

解約時試算表 ※記載の数値は、契約年齢・契約内容などにより異なります。

【契約例】

契約年齢 : 40歳(男性)
 保険期間 : 終身(60歳保険料払込期間満了)
 死亡保険金額 : 1,000万円(主契約のみ)
 口座振替月払保険料 : 42,400円

【契約例】

契約年齢 : 40歳(男性)
 保険期間 : 終身(65歳保険料払込期間満了)
 死亡保険金額 : 1,000万円(主契約のみ)
 口座振替月払保険料 : 34,750円

年 齢 (経過年数)	① 払込総保険料	② 解約払戻金	③ 解約返戻率 (②÷①)
41歳(1)	約 51万円	約 30万円	約 59.0%
42歳(2)	約 102万円	約 75万円	約 73.8%
43歳(3)	約 153万円	約 120万円	約 78.9%
44歳(4)	約 204万円	約 166万円	約 81.7%
45歳(5)	約 255万円	約 212万円	約 83.3%
46歳(6)	約 306万円	約 258万円	約 84.6%
47歳(7)	約 357万円	約 304万円	約 85.5%
48歳(8)	約 408万円	約 351万円	約 86.3%
49歳(9)	約 458万円	約 398万円	約 86.9%
50歳(10)	約 509万円	約 445万円	約 87.5%
55歳(15)	約 764万円	約 677万円	約 88.8%
60歳(20)	約 1,018万円	約 919万円	約 90.3%
65歳(25)	約 1,018万円	約 933万円	約 91.8%
70歳(30)	約 1,018万円	約 947万円	約 93.1%
75歳(35)	約 1,018万円	約 960万円	約 94.3%
80歳(40)	約 1,018万円	約 970万円	約 95.4%
85歳(45)	約 1,018万円	約 979万円	約 96.3%
90歳(50)	約 1,018万円	約 986万円	約 97.0%
95歳(55)	約 1,018万円	約 991万円	約 97.5%
100歳(60)	約 1,018万円	約 995万円	約 97.8%

年 齢 (経過年数)	① 払込総保険料	② 解約払戻金	③ 解約返戻率 (②÷①)
41歳(1)	約 42万円	約 21万円	約 51.8%
42歳(2)	約 84万円	約 58万円	約 69.9%
43歳(3)	約 126万円	約 95万円	約 76.0%
44歳(4)	約 167万円	約 132万円	約 79.3%
45歳(5)	約 209万円	約 169万円	約 81.2%
46歳(6)	約 251万円	約 206万円	約 82.7%
47歳(7)	約 292万円	約 244万円	約 83.7%
48歳(8)	約 334万円	約 282万円	約 84.5%
49歳(9)	約 376万円	約 319万円	約 85.2%
50歳(10)	約 417万円	約 357万円	約 85.8%
55歳(15)	約 626万円	約 543万円	約 86.8%
60歳(20)	約 834万円	約 734万円	約 88.1%
65歳(25)	約 1,043万円	約 933万円	約 89.6%
70歳(30)	約 1,043万円	約 947万円	約 90.9%
75歳(35)	約 1,043万円	約 960万円	約 92.1%
80歳(40)	約 1,043万円	約 970万円	約 93.1%
85歳(45)	約 1,043万円	約 979万円	約 94.0%
90歳(50)	約 1,043万円	約 986万円	約 94.7%
95歳(55)	約 1,043万円	約 991万円	約 95.1%
100歳(60)	約 1,043万円	約 995万円	約 95.5%

- ・「②解約払戻金」は各年齢の契約応当日に解約された場合の金額です。
- ・「①払込総保険料」は万円未満を切上げ、「②解約払戻金」は万円未満を切捨てた金額を表示しています。
- ・「③解約返戻率」は小数第2位を四捨五入した数値を表示しています。

指定代理請求制度のご案内

被保険者が受取人である保険金・給付金などについて、受取人が請求できない所定の特別な事情がある場合、指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金などを請求することができます。なお、指定代理請求人は契約者が被保険者の同意を得て、契約の申込時などにあらかじめ指定します。

指定代理請求人を指定された場合には、指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどを、契約者から指定代理請求人にお伝えください。

※法人が保険金・給付金などの受取人である場合には、指定代理請求人を指定できません。

※指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどは、「[設計書【契約概要】](#)」「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」をご覧ください。

ご検討・ご契約の際に必ず確認いただく資料

●法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

法人向け保険商品のご検討に際し、特にご留意いただきたい事項(商品特性や税務取扱など)について記載しています。

●設計書【契約概要】

保険商品の具体的な内容を理解いただくために必要な情報を記載しています。

●注意喚起情報

契約申込の際に、特に注意いただきたい事項を記載しています。
(保険金・給付金が支払われない場合などの、お客さまに不利益となる事項も含まれています)

●ご契約のしおり

商品のしくみ・内容、諸手続などの重要な事項を記載しています。

【記載事項の例】

クーリング・オフ(契約申込の撤回など)／健康状態・職業などの告知義務／契約の解約と解約払戻金

●約款

保険契約の内容(とりきめ)を記載しています。

保険種類を選択いただく際の参考資料

●大同生命の保険種類のご案内

大同生命が販売している保険商品の特徴やしきみなどを記載しています。
この保険は「大同生命の保険種類のご案内」に記載されている**終身保険**です。

「大同生命の保険種類のご案内」は、大同生命の職員・募集代理店またはもよりの店舗に請求ください。

●生命保険の契約にあたっての手引

「契約にあたってのポイント」「商品の選び方」「保障内容の見直し方法と留意点」などを、(公財)生命保険文化センターが公正・中立な立場から解説しています。

「生命保険の契約にあたっての手引」は、同センターのホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)から、ご覧いただけます。

◎生命保険募集人について

大同生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと大同生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからの申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。

◎この商品は、15歳～80歳の方にご加入いただけます。(保険料払込期間などにより異なります。)

◎この資料は、**2022年11月現在の商品内容・税制**に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「[法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと](#)」「[設計書【契約概要】](#)」「[注意喚起情報](#)」「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」を必ずご覧ください。

◎保険加入のご検討に際しては、公的保険制度などについてもご確認ください。

■公的保険について(金融庁HP)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号

(東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

<https://www.daido-life.co.jp/>

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

お問い合わせ先

大同生命コールセンター

0120-789-501 (通話料無料)

受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

2022年12月改訂

A-2022-0002(2022年11月16日)4/4 DAI